



# 金沢市公報

## 号外第 29 号

平成20年(2008年)9月24日

〒920 8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 **金 沢 市 役 所**

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	する条例		
<b>条 例</b>		金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (中央卸売市場)	1	4
町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民参画課)	1	金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 (市民参画課)	2	6
金沢市議会議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	2	金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (衛生指導課)	2	6
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (職 員 課)	2	金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(市 民 課)	3	7
金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び金沢市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 ( " )	3	金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	3	7
金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例 ( " )	3			
金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正				

### 条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

金 沢 市 長 山 出 保

#### ■金沢市条例第41号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2選挙区の項中「大桑新町」を「大桑新町 大桑1丁目 大桑2丁目 大桑3丁目」に改め、同表第3選挙区の項中「上安原南」を「上安原南 上安原1丁目 上安原2丁目」に、「中屋南」を「中屋南 中屋1丁目 中屋2丁目」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「大桑新町」の次に「、大桑1丁目、大桑2丁目、大桑3丁目」を加える。

別表第3中「上安原南」の次に「、上安原1丁目、上安原2丁目」を、「中屋南」の次に「、中屋1丁目、中屋2丁目」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「大桑新町」を「大桑新町 大桑1丁目 大桑2丁目 大桑3丁目」に改

める。

別表第3中「上安原南」を「上安原南 上安原1丁目 上安原2丁目」に、「中屋南」を「中屋南 中屋1丁目 中屋2丁目」に改める。

附 則

この条例は、大桑1丁目、大桑2丁目、大桑3丁目、上安原1丁目、上安原2丁目、中屋1丁目又は中屋2丁目となる区域につき、それぞれ土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

金 沢 市 長 山 出 保

### ■金沢市条例第42号

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

金 沢 市 長 山 出 保

### ■金沢市条例第43号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号を次のように改める。

(4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第3号）

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び金沢市特別職報酬等審議会条例

の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

金 沢 市 長 山 出 保

## ■金沢市条例第44号

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び金沢市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

(金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例

第1条中「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

報酬(議員報酬を除く。)の額は、次のとおりとする。

第2条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第23号までを3号ずつ繰り上げ、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 会議議長 月額 780,000円

(2) 議会副議長 月額 715,000円

(3) 会議議員 月額 670,000円

第5条第2号中「第2条第1項第2号から第9号まで、第13号及び第14号」を「第2条第1項第2号及び第3号並びに第2項第1号から第6号まで、第10号及び第11号」に、「第21号」を「同項第18号に掲げる者」に改め、同条第3号中「第2条第1項第10号から第12号まで及び第15号から第23号まで」を「第2条第2項第7号から第9号まで及び第12号から第20号まで」に改める。

第5条の2第2項中「報酬支給日」を「議員報酬の支給日」に改める。

第6条第2項中「報酬月額にその報酬月額」を「議員報酬の月額にその月額」に改める。

(金沢市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 金沢市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「議会の議員の報酬」を「議員報酬」に、「報酬等」を「議員報酬等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

■金沢市条例第45号

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和24年条例第354号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(金沢市職員退職給与金条例の一部改正)

第2条 金沢市職員退職給与金条例(昭和34年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第15条ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

金 沢 市 長 山 出 保

■金沢市条例第46号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市中央卸売市場業務条例(平成12年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第45条中「第59条」を「第59条第1項」に改める。

第46条第3項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 委託手数料に関する事項

第57条第1項中「第59条で規定する」を削る。

第59条を次のように改める。

(委託手数料の率)

第59条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料(卸売金額に料率を乗じて得た額とする。)の率を定めようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の委託手数料の率は、規則で定める取扱品目ごとに定めるものとする。

3 第1項の委託手数料の率は、規則で定める期間は、原則として固定するものとする。

4 市長は、第1項の規定による届出を行った卸売業者に対し、同項の委託手数料の率が

当該卸売業者の経営に与える影響その他必要な事項について、説明を求めることができる。

5 卸売業者は、第1項の委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所における掲示等の方法により、委託者に周知しなければならない。

第74条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、第59条第1項の委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生ずること、公正かつ適正な取引が損なわれること又は卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生ずると認めるとき、その他当該委託手数料の率の設定が不相当であると認めるときは、卸売業者に対し、当該委託手数料の率の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第79条第1項中「置く」を「置くことができる」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第59条第1項の委託手数料の率の設定に係る届出、説明の聴取その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

金 沢 市 長 山 出 保

### ■金沢市条例第47号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第45条中「第59条」を「第59条第1項」に改める。

第46条第3項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 委託手数料に関する事項

第57条第1項中「第59条で規定する」を削る。

第59条を次のように改める。

(委託手数料の率)

第59条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料（卸売金額に料率を乗じて得た額とする。）の率を定めようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の委託手数料の率は、規則で定める期間は、原則として固定するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出を行った卸売業者に対し、同項の委託手数料の率が当該卸売業者の経営に与える影響その他必要な事項について、説明を求めることができ

る。

4 卸売業者は、第1項の委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所における掲示等の方法により、委託者に周知しなければならない。

第74条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、第59条第1項の委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生ずること、公正かつ適正な取引が損なわれること又は卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により花き等の円滑な供給に支障が生ずると認めるとき、その他当該委託手数料の率の設定が不適當であると認めるときは、卸売業者に対し、当該委託手数料の率の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

附 則

- 1 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第64条第1項の規定による石川県知事の承認があった日以後において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第59条第1項の委託手数料の率の設定に係る届出、説明の聴取その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

金沢市長 山 出 保

#### ■金沢市条例第48号

金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

金沢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第260条の2第15項において準用する民法（明治29年法律第89号）第57条」を「第260条の10」に改め、同条第2号中「第260条の2第15項において準用する民法第56条」を「第260条の9」に改め、同条第3号中「第260条の2第15項において準用する民法第74条又は第75条」を「第260条の24又は第260条の25」に改める。

第8条第1項第2号中「第260条の2第15項において準用する民法第68条」を「第260条の20」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

金沢市長 山 出 保

#### ■金沢市条例第49号

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

金沢市食品衛生法施行条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中シをセとし、サをストし、コの次に次のように加える。

サ 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

シ 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（当該症状が製造し、加工し、又は輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると医師により診断されたものをいう。）及び法に違反する食品等に関する情報について、保健所へ速やかに報告すること。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

金 沢 市 長 山 出 保

### ■金沢市条例第50号

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する公益法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項第2号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月24日

金 沢 市 長 山 出 保

### ■金沢市条例第51号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

52	金沢港東部工業用地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画金沢港東部工業用地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------------	---

別表第2に次の1号を加える。

52 金沢港東部工業用地地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	法別表第2(を)項に掲げる建築物
	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園若しくは河川(以下この表において「隣地等」という。)の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線については、2メートル (2) 隣地等の境界線については、1メートル
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合(壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。)外に設ける場合を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

平成20年(2008年)9月24日 印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)9月24日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
石川県金沢市玉銚4丁目166番地		